

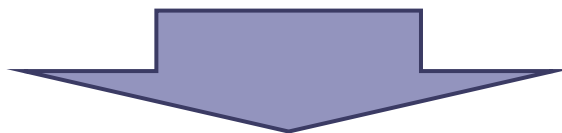
# 「都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針」について

第77回行田市都市計画審議会

平成28年10月28日（金）

# 1. 都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針とは

- 都市計画法第6条の2に規定する「都市計画の基本的な方向性を示す」もの
- 個別の都市計画ではなく、長期的視点に立った都市の将来像や、その実現に向けての道筋を明らかにする



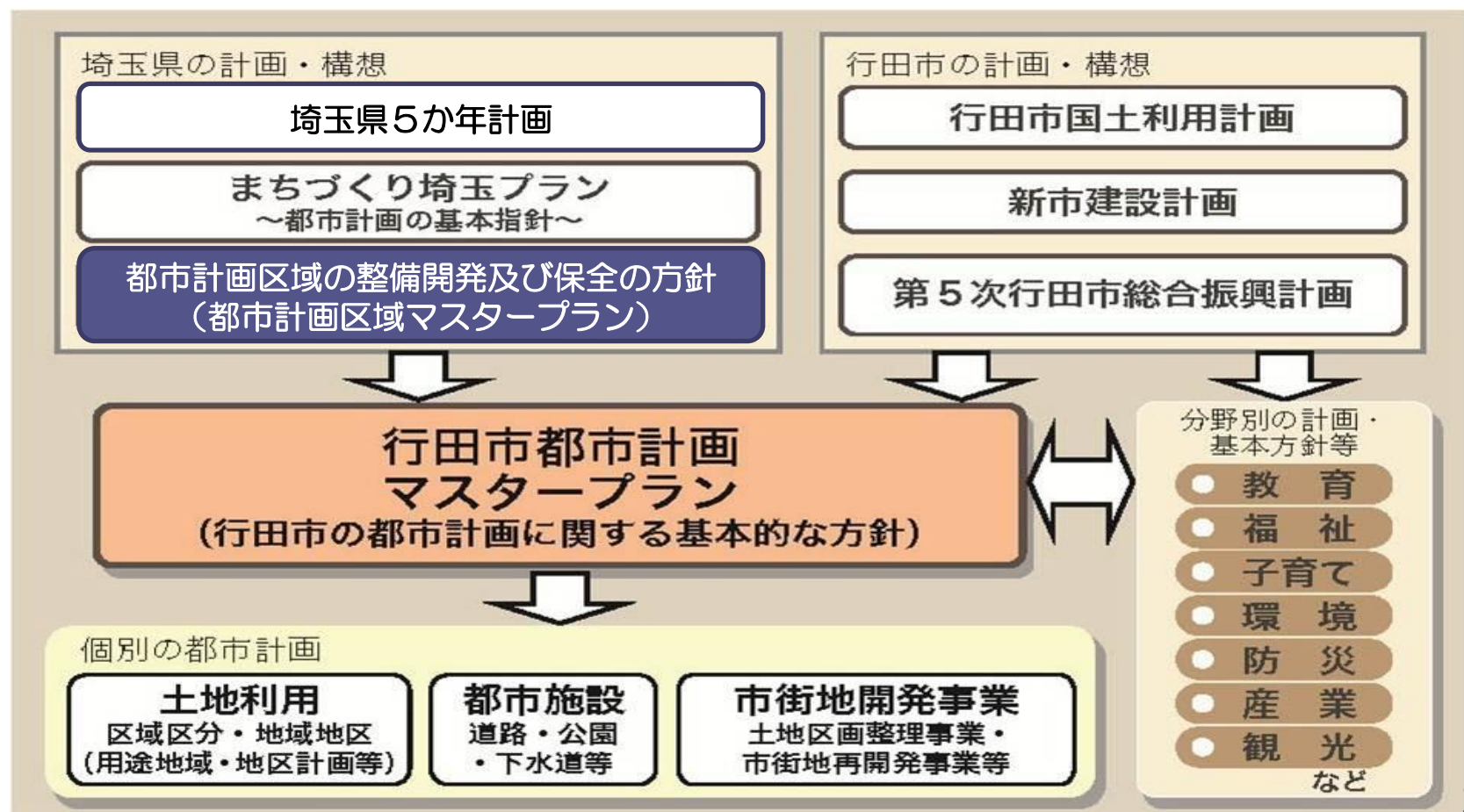
具体的には・・・

【義務規定】 区域区分（線引き）の決定の有無、その方針

【努力規定】 都市計画の目標

土地利用や都市施設の整備等に関する決定の方針

## 2. 都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針の位置づけ



# 3. 都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針の構成

## 第1 都市計画の目標

都市計画区域の範囲・目標年次・行田都市計画区域の都市計画の目標・地域ごとの市街地像

## 第2 区域区分の決定の有無・定める際の方針

区域区分（線引き）の決定の有無

方針

都市計画区域及び市街化区域に配置される概ねの人口  
産業の規模  
市街化区域の概ねの規模

### 第3 主要な都市計画の決定の方針

- 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

## 4. 変更スケジュール

原案作成

公聴会

**H28.5.16**

都市計画の案 作成

公告・縦覧

**H28.8.30 ~ 9.13**

市への意見聴取

行田市都市計画審議会

埼玉県都市計画審議会

**H28.11月下旬（予定）**

変更告示

**H29.1月（予定）**

## 5. 変更のポイント

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進により、市町村への権限移譲を実施



市町村が主体的に地域の諸課題に  
対応できるように内容を変更

まちづくり埼玉プラン(平成20年3月策定)  
の方針を反映